

千代田区 木造住宅の耐震化促進助成制度のご案内

令和8年4月時点

区では、震災時の人的・物的被害を最小限にとどめるため、居住者のいる木造住宅を対象に、耐震診断及び耐震改修等に要する費用の一部を助成します。

令和8年度より木造2000年基準を満たさない建築物を対象としたほか、耐震改修等の助成額を引き上げておりますので、ぜひ本助成制度の活用をご検討ください。

助成対象建築物

千代田区内に存する民間建築物で、次の各号に該当する建築物が対象です。

- (1) 木造在来軸組工法により建築された木造住宅（併用住宅を含む）
- (2) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準及び、平成12年5月31日以前の耐震基準（木造2000年基準を満たさない建築物）により設計・建築された建築物
- (3) 居住者のいることが住民票の写しで確認ができる建築物

助成対象者

上記の対象となる建築物の所有者、賃借人若しくは使用借人

1. 耐震診断

耐震診断に要する費用に対して、20万円を限度に助成します。（助成率10/10）

2. 耐震改修等（耐震改修・耐震シェルター等の設置・除却）

耐震診断の結果、耐震性の不足が分かった場合、耐震改修等に要する費用に対して、下表の助成率・助成限度額の範囲で助成します。なお、簡易な診断方法等により必要な耐震性が確保されていないと認められる建築物の耐震シェルター等の設置又は除却の場合は、耐震診断の実施を省略できます。

耐震改修		耐震シェルター・ベッドの設置		除却	
助成率	助成限度額	助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
10/10	150万円	10/10	40万円	2/3	100万円

30万円引き上げ

20万円引き上げ

【ご注意ください】

- ※耐震診断・耐震改修等の契約は、必ず助成決定後に行ってください。
- ※原則として、申請した年度の1月末日までに完了実績報告書を提出してください。
- ※助成金額は、千円未満を切り捨てて算出します。
- ※助成の申請には、三者の見積りが必要です。（耐震診断、耐震シェルター等の設置は一者）
- ※申請の際は、要綱をご確認のうえ、必ず事前に下記問い合わせ先までご相談ください。
- ※各申請に必要な添付書類は要綱に記載していますので、ご確認ください。
- ※予算額に達する場合は、年度途中で受付を締め切る場合があります。

<問合せ先>

千代田区環境まちづくり部建築指導課構造審査係
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1
電話 03-5211-4313（直通）
メール kenchikushidou@city.chiyoda.lg.jp